

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例について

事業計画

START

太陽電池モジュールの総面積が
1,000㎡を超えますか？

NO

(1,000以下の事業の場合)
「小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン(富士宮市)」を遵守すること。

YES

抑制区域ですか？

NO

条例に係る「届出書類」及び「同意申請書」の提出が必要(事業着手の60日前までに届出)

YES

規則で定める区域ですか？

NO

太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡以下まで設置可能。
条例に係る「届出書類」及び「同意申請書」の提出が必要(事業着手の60日前までに届出)
ただし、1,000㎡を超える既設の事業又は計画中の事業区域から1km以上間隔を有すること。

YES

！ 同意できません ！

※規模の大小に問わず、いずれの事業計画においても他法令の遵守及び近隣住民への事前説明を必ず行ってください。

！ いずれの計画においても、必ず事前に環境エネルギー室までご相談にお越しくください。